解約通知受付窓口
郵送：〒132-0035江戸川区平井5-22-2　松下エステート株式会社　　LINE
FAX：03-6231-9902　　e-mail：matsushitaestate.desk@gmail.com
大変申し訳ございませんが電話での解約受付は致しかねます。
必ず貸主もしくは当社に解約通知書をライン、メール、FAX、郵送、直接持参のいずれかでお願いいたします。

解約通知書

この度、次のとおり賃貸借契約を解除し、退去日までに明け渡すことをご通知致します。

物件名称			号（番）
所在地	立会い日が未定の場合は未記入で結構です		
賃料最終発生日 本通知書記入日より1ヶ月以上先	月　　日	退去立会希望日	月　　日　　AM/PM　　：
契約者名	TEL MAIL		
退去理由			

お引越し先 住　　所	〒

※書類を送付することがございますので必ずご記入ください。未定の場合は退去立会い日に記入をお願いいたします。

敷金返還送付先　（ご契約者様名義の口座でお願い致します）			
金融機関名	支店名	口座	
		□普通 □当座	
名義人			

【　ご注意とお願い　】

①契約解除日　解約通知書の到着をもって解約受理とさせていただきます。送付後は必ず通知書の到着確認をお願いいたします。賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、届出日の翌日から所定の予告期間が必要です。その予告期間に満たない間に退去する場合、居住の有無にかかわらず予告期間の賃料等がかかりますのでご注意下さい。

②解約・退去　退去は、住宅を完全に明渡し、鍵を返還したときに完了したものと認定します。なお、鍵の返還以降は契約解除日以前でも住宅の使用はできません。駐車場は車両を搬出しましたら、コンテナ及びトランクは荷物を出し終わりましたらご連絡お願いします。貸与のカギ及びカードがある場合は 解約日までに貸主・当社までご返却下さい。退去立会い日は解約日より前でご指定ください。 駐車場、コンテナ及びトランクは立会いは必要ありません。

③賃料・管理費等　契約解除日以前に退去されましても、契約解除日まで賃料・管理費等はいただきます。

④公共料金等　電気、ガス、水道および電話は各供給機関に前もって連絡し、退去日までの料金を精算して下さい。万一、公共料金の精算がされていなかった場合（光熱水道の未納が発覚したとき）、預かり金から差引かせて頂きます。

⑤敷金・保証金　敷金・保証金は、日割賃料および修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を退去後2ヶ月以内に貸主・管理会社より、上記指定口座にお振込み致します。

⑥退去日の変更　一度ご通知頂いた退去日はいかなる理由があろうとも変更することはできません。次の引っ越し日が未定の場合、余裕をもって退去日を設定してください。当社は水曜日が定休日となっております。退去立会い日は水曜日を除く午前10時より午後6時までの間で立会をお願いいたします。

年　　月　　日

ご署名